

函館ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市が商標登録している函館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用目的、使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、函館のPRおよびイメージアップを目的として使用する。

(デザインおよび使用方法等)

第3条 ロゴマークのデザインおよび使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認の基準)

第4条 ロゴマークの使用承認の基準は、別表のとおりとする。

(使用承認)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、市長の使用承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場合または市が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、函館ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、市長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第8条 市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査のうえ、市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 函館市の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 特定の個人や事業者、団体を函館市が支援または公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (6) 別記マニュアルに定めるロゴマークのデザインおよび使用方法等に従って使用しない場合
- (7) ロゴマークそのものが商品となり得る場合

(8) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(9) その他ロゴマークの使用目的に鑑み市長が使用承認をすることを不適当と認めた場合

(使用承認の付与)

第9条 市長は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 市長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(遵守事項)

第10条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。

(2) ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用方法の変更)

第11条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に函館ロゴマーク使用承認変更申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

第12条 使用者はロゴマークの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、函館ロゴマーク使用取り止め届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第13条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。

(1) 第10条の遵守事項に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

(3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、函館ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第14条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項については，別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

函館ロゴマークの使用承認基準

1 販売用の商品の場合

商品の区分		函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
1	農産物	・ J A S 法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館市」であるもの。 ※属地主義による。 ただし、「函館市に住所を有する者」が他の行政区域内で生産したものを含む。	農林水産部
2	畜産物		
3	林産物		
4	水産物	・ J A S 法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館沿岸」、「函館近海」，ならびに「函館市管内の漁港および港湾」であるもの。	
5	1～4以外の食品 (当該食品の販促物を含む。)	(1) 使用者 ・ 使用者は、函館市内に本社、支社、営業所、事務所、工場などの事業所を置く者に限る。 ただし、函館のイメージアップが図られ、または高い宣伝効果が得られると市長が認める商品については、函館市以外の行政区域の者の使用を認める。 (基準は別途定める。) (2) 製造場所 ・ 使用できる商品は、国内で製造されたものに限る。	経 済 部
6	食品以外の商品 (当該商品の販促物を含む。)	・ 函館ロゴマークを使用することで、函館のイメージアップが図られ、または高い宣伝効果が得られる商品。	

2 販売用の商品以外の場合

区 分	函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
次のいずれかに該当するもの。 (1) 函館ロゴマークを使用することで、函館のイメージアップが図られ、または高い宣伝効果が得られるもの。 (2) 函館市が共催または後援する事業において、その共催または後援を示すもの。 (3) 函館市と協定を結んでいることを示すなど、市との連携を示すもの。 (4) その他ロゴマークの使用目的に則して使用されるもの。		観 光 部

(別記)

函館ロゴマーク マニュアル



目次

1. ロゴマークの種類と色の指定	1
2. 余白(保護エリア)	4
3. 使用サイズ	7
4. 背景	8
5. 使用禁止例	9
6. その他	10

① 基本的な表示（マークのみ）

＜カラー指定＞



＜顔字＞

基本色

C:0 M:90 Y:40 K:0 (プロセスカラー)

DIC:C-38 (特色,DICカラー)

HAKODATE

＜市名＞

Black(K):100



HAKODATE

＜モノクロ指定＞



＜顔字＞＜市名＞

Black(K):100

※特色1色刷りの場合は
その色の100%

HAKODATE

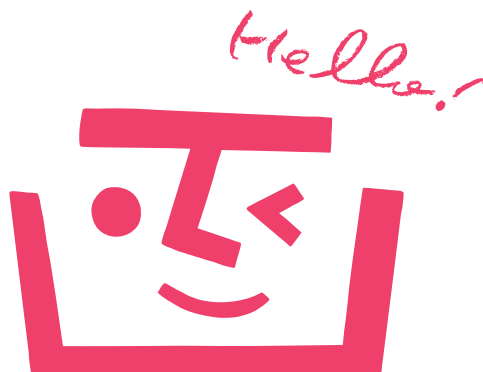


HAKODATE

※木や金属、皮革等の素材に焼印やエンボス加工、型押し等で表現し、
指定の色が出せない場合はご相談ください

② フレーズ+マークの表示

<カラー指定>



HAKODATE

<顔字>

基本色

C:0 M:90 Y:40 K:0 (プロセスカラー)

DIC:C-38 (特色,DICカラー)

<市名>

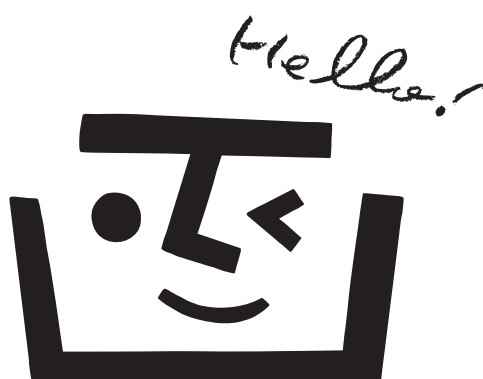
Black(K):100

Hello!



HAKODATE

<モノクロ指定>



HAKODATE

<顔字><市名>

Black(K):100

※特色1色刷りの場合は
その色の100%

Hello!



HAKODATE

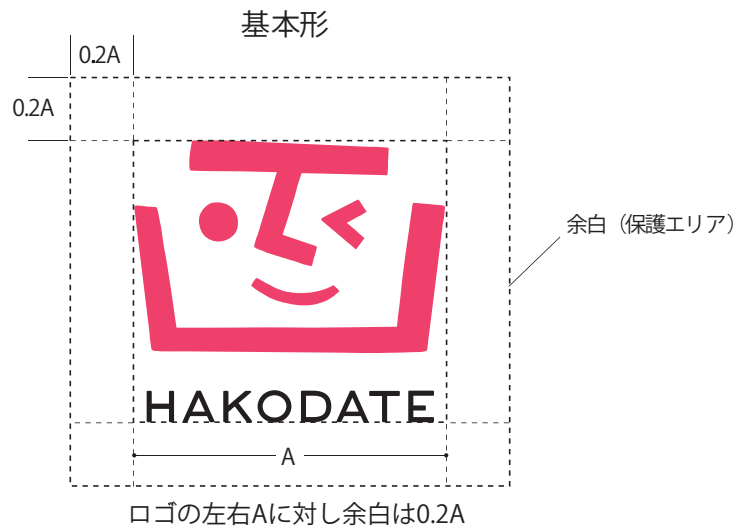
③ フレーズ+マークの表示／1.5cm以下

マークのサイズ(A)が1.5cm以下の場合は下記を使用するものとする



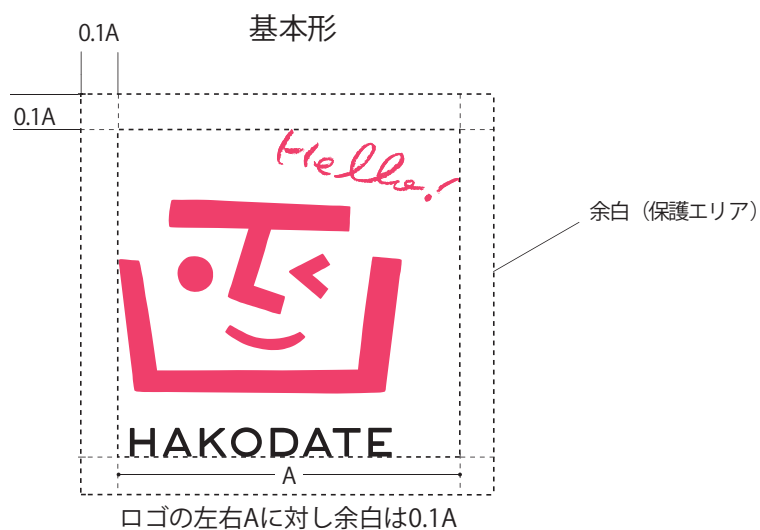
ロゴの視認性・独立性を確保するため、ロゴの周囲には余白（保護エリア）を設ける必要があります
 このスペース内には他の要素（イラストや文字等）を表示しないようにしてください
 なお、次に示したのは確保すべき最小限のエリアです
 使用の際は可能な限り大きな余白を設けるよう配慮してください

① 基本的な表示(マークのみ)の場合



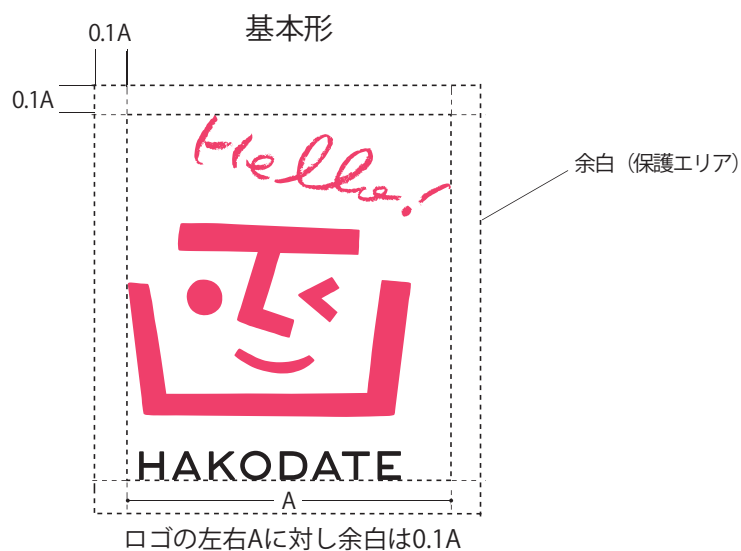
※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は罫線なしとします

② フレーズ+マークの表示の場合

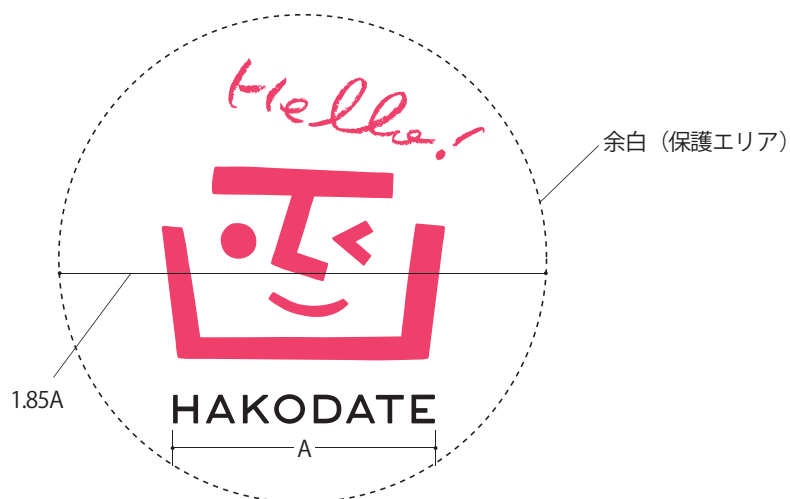


※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は罫線なしとします

③ フレーズ+マークの表示／1.5cm以下の場合



白い円形で囲む場合



ロゴの左右Aに対しAの直径は1.85A

※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は野線なしとします

ロゴの視認性を確保するために、印刷物における最小使用サイズを設定します
 下記より小さいサイズでの使用は禁止します
 印刷物以外の場合は、条件が異なるため特別に定めていませんが、各使用の対象に応じて
 視認性が保たれるよう配慮してください

<フレーズなし>

最小サイズ:これ以下のサイズでの使用を禁じます



<フレーズ(Hello!)あり>

下記のサイズ以下ではフレーズ (Hello!) を拡大したロゴを使用する

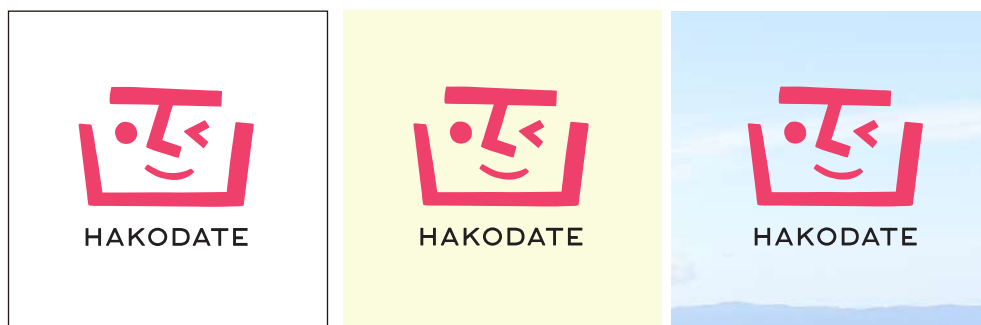


最小サイズ:これ以下のサイズでの使用を禁じます



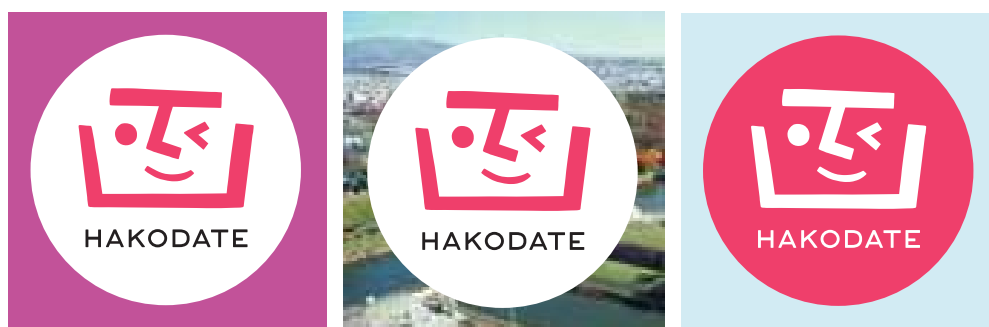
背景は、なるべく白地または薄い地色とし、ロゴの視認性が妨げられないようにしてください
 濃い地色や写真の上に使用する場合は白い円形で囲むことができます
 十分な視認性が確保できる場合は、白抜きも可能です

< 基本 >



< 円形で囲む >

< カラー指定 >



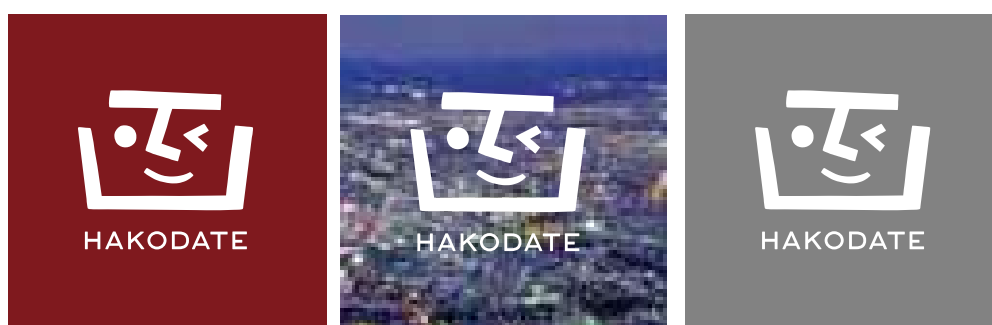
※通常は白丸を使用

< モノクロ指定 >



※通常は白丸を使用

< 白抜き >



函館ロゴマークの信用と品位を保ち、誤ったイメージを避けるために下記に抵触する使用を禁じます

< 使用禁止例 >

✕
＜顔字＞と＜市名＞のバランスを変える



✕
指定以外の色を使う



✕
ボカシなどの効果



✕
影をつける



✕
デザイン要素を加える



✕
白くくり



✕
マークを変形する



✕
マークを描き変える



そのほか、著しくマークの印象を損ねる使用を禁じます

ヨコ長マークの場合も上記に準ずるものとします

hello!



HAKODATE



HAKODATE

本マニュアルに記載のないもの、および使用に関し疑義が生じた場合には、事前にご相談下さい

(第 1 号様式)

函館ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所：〒
団体名（氏名）：
代表者役職氏名：
（担当者名）
電 話：
E-mail：
※市外の者が使用する場合は、下記に函館市内の事業所名および所在地を記載すること。
事業所名：
所 在 地：

函館ロゴマークを使用したく、次のとおり申請いたします。

1 使用の対象	① 販売用の商品 ② その他（ ） ①販売用商品の場合は、以下の欄に記入してください。 ・商品分類（ ） ・商品名称（ ） ・原産地または製造場所等 （ ） ・商品の概要 入数またはグラム数（ ） 小売価格 円（税込み・税抜き）
2 使用方法等	①使用方法(いずれかに○) ・パッケージに印刷 (印刷箇所) ・シールを使用 (貼付箇所) ・商品本体のデザインとして使用 （具体的な使用方法) ②製造（使用）予定数量（) ③その他特記事項

【申請時の注意事項】

- 1 使用デザイン案および会社等の事業内容がわかる資料を添付してください。
- 2 上記の目的および方法以外の使用は禁じます。
- 3 著作権，人権，肖像権，商標権等を侵害する行為は禁じます。
- 4 このロゴマークは，市の推奨品であることを示すマークではありません。
- 5 その他詳細については，担当者の指示に従ってください。

(第2号様式)

函館ロゴマーク使用承認決定通知書

令和 年 (年) 月 日

住 所 :
団 体 名 :
(氏 名)
代表者役職氏名 :

函館市長 大 泉 潤

令和 年 月 日付で申請のありました下記の内容につきまして、使用の承認を決定いたしましたので通知します。

記

- 1 使用の対象
- 2 使用方法等

【遵守事項】

- 1 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行ってください。
- 2 ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないで下さい。
- 3 本通知書受領後、その使用方法が市が不相当と判断した場合等は、使用の承認を取り消すことがあります。その際、直接または間接に生じた損失を市に請求することはできません。
- 4 今回承認を受けた内容を変更しようとするときは、軽微な修正であったとしても再度承認申請の手続きを行ってください。

【担当者】

所 属 :
氏 名 :
連絡先 :

(第3号様式)

函館ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日

住 所：〒

団体名：

(氏 名)

代表者役職氏名：

様

函館市長

年 月 日に申請のありました下記の内容につきまして、以下のとおり使用の承認ができない旨、通知します。

記

1 使用の対象

2 使用の承認ができない理由

【担当者】

所 属：

氏 名：

連絡先：

(第4号様式)

函館ロゴマーク使用承認変更申請書

年 月 日

函館市長

様

申請者

住 所：〒

団体名（氏名）：

代表者役職氏名：

（担当者名

）

電 話：

E-mail：

年 月 日付けで使用承認を受けた「函館ロゴマーク」について、次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 使用の対象

2 変更内容

(第5号様式)

函館ロゴマーク使用取り止め届出書

年 月 日

函館市長

様

申請者

住 所：〒

団体名（氏名）：

代表者役職氏名：

（担当者名

）

電 話：

E-mail：

年 月 日付けで使用承認を受けた「函館ロゴマーク」について、次のとおり使用を取り止めます。

記

1 取り止め理由

(第6号様式)

函館ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

住 所：〒

団体名：

代表者役職氏名： 様

函館市長

年 月 日に承認した函館ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消します。

記

1 使用の対象

2 取消理由

【担当者】

所 属：

氏 名：

連絡先：